

労働基準関係法令違反に係る公表事案

鳥取労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
個人事業主	鳥取県鳥取市	R6.6.11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約6メートルの梁上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.6.11送検
(同)nut'710	鳥取県倉吉市	R7.2.21	労働基準法第24条 最低賃金法第4条	労働者9名に、合計7か月にわたり、当月分の賃金の一部又は全額合計約110万円を支払わなかったもの	R7.2.21送検
(株)鳥取再資源化研究所	鳥取県東伯郡北栄町	R7.3.14	最低賃金法第4条	労働者6名に、5か月間の定期賃金合計約600万円を支払わなかったもの	R7.3.14送検
(有)レストラン吉華	鳥取県東伯郡湯梨浜町	R7.3.14	最低賃金法第4条	労働者1名に、4か月間の定期賃金合計約12万円を支払わなかったもの	R7.3.14送検
(株)ALAM	鳥取県八頭郡八頭町	R7.3.19	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.3.19送検